

第 2 回 EU の機構的構造・立法過程・EU と構成国との権限配分

序 EU の目的

EU の目的は、大まかには [EU 条約](#) 前文に、具体的には 3 条に示されている。その第一に平和の促進が挙げられていることが注目される。なお、リスボン条約による [改正前の EC 設立条約](#) 2 条には、(EU ではなく) EC の目的として経済分野に限定されたものがいくつか挙げられていた。この規定は、リスボン条約によって EC が消滅したため、EU 運営条約には引き継がれていない。

I. 機構的構造

A. EU の全体構造

EU が [マーストリヒト条約](#)¹ により成立したことは、第 1 回講義で説明したとおりである。マーストリヒト条約により、それまでの 3 つの共同体（石炭鉄鋼共同体(ECSC)・経済共同体(EEC)・原子力共同体(Euratom)）に加えて、2 つの活動分野が追加された。一つは、共通外交安全保障政策(Common Foreign and Security Policy: CFSP)、もう一つは司法・内務協力(cooperation in the fields of Justice and Home Affairs: JHA)である。そして、これを全体として European Union と呼ぶことにしたのである。マーストリヒト条約 A 条は、これを以下のよう表現している。

Article A

By this Treaty, the High Contracting Parties establish among themselves a European Union, hereinafter called ‘the Union’.

[...]

The Union shall be founded on the European Communities, supplemented by the policies

¹ リンク先を見て頂きたい。Languages and formats available の各言語をクリックするとその言語版のマーストリヒト条約が出てくる。第 1 回講義でも説明したとおり、この条約は（そして、アムステルダム条約・ニース条約・リスボン条約も）、それまでに存在していた条約を改正する条約である。たとえば、マーストリヒト条約の Title II は、「EEC 条約設立条約を改正する規定」である。その G 条の B を見ると、“Article 2 shall be replaced by the following:”と書かれている。つまり、それまでの EEC 条約 2 条を、そこに書かれている 2 条に置き換える、ということである。以下、同じような規定が続く。

既存の条約文にこのような改正を組み込んだものが consolidated version と呼ばれるもので、[マーストリヒト条約による改正後の EC 条約の consolidated version はこれ](#)である。

日本法に例えて言うならば、マーストリヒト条約などは「[民法の一部を改正する法律](#)」であり、consolidated version は六法や e-Gov に載っている「[民法](#)」である。

日本語の条約集には、その条約集が刊行された時点での consolidated version が掲載されている。つまり、2019 年刊の条約集を見ると、リスボン条約による改正を経た TEU と TFEU の consolidated version の翻訳が掲載されている。したがって、たとえばマーストリヒト条約により改正された EC 条約の日本語訳を読みたいという場合、図書館に行ってその年の条約集を参照する必要がある。

and forms of cooperation established by this Treaty. [...]

EU=ECs+CFSP+JHA というこの構造を「神殿構造」「列柱構造」と言うことがある。[Schütze による図 \(Figure 1.2\)](#) を見ればその名称の意味が理解できよう。

マーストリヒト条約は、1992 年 2 月 7 日に署名され、1993 年 11 月 1 日に発効した。署名から発効までの間に、[ECSC 設立条約](#)はその 97 条に従い、[発効から 50 年目となる 2002 年 7 月 23 日に終了した](#)。また、EEC に比べて Euratom はその重要性において圧倒的に劣る（この講義でも Euratom は対象としない）。そこで、マーストリヒト条約は、それまでの European Economic Community を単に European Community と呼ぶこととした（G 条 1 段）。なお、このような経緯をたどっているので、“ECs”というのは European Communities すなわち 3 つ（ECSC 終了後は 2 つ）の共同体を指し、“EC”という場合はマーストリヒト条約後の European Community を指す。EC は、マーストリヒト条約までの EEC のことである。

では、マーストリヒト条約で上記の列柱構造が導入されたのはなぜか。それはすなわち、ECs とは異なる制度が CFSP と JHA に適用されたからである。ECs は「共同体的」な制度、すなわち、次項以降に述べるような中央集権的意思決定および裁判所による紛争処理を前提とする制度である。CFSP はまさにそれが外交政策・安全保障政策に関わるものであるが故に、JHA も刑事政策に関わるものであるが故に、EU 構成国はこの両者については中央集権的意思決定や裁判所による紛争処理は受け入れることができなかつたのである²。CFSP と JHA は、「政府間的」な制度と呼ばれる。CFSP や JHA について何らかの決定を行う場合には理事会の全会一致が求められる。すなわち、全ての構成国が拒否権を有するわけである。

[アムステルダム条約](#)（1997 年 10 月 2 日署名、1999 年 5 月 1 日発効）により、JHA は二分割され、移民・難民に関する事項が「共同体化」され、EC 条約に含められた（[consolidated version の EC 条約](#)の Title IV: Visas, asylum, immigration and other policies related to free movement of persons がそれ）。つまり、これらは中央集権的意思決定および裁判所による紛争処理の対象とされることにつき構成国間で合意が成立したのである。「政府間的」なままに残された部分は警察・刑事司法協力(police and judicial cooperation in criminal matters: PJCC)と呼ばれることとなった（[consolidated version の EU 条約](#)の Title VI: Provisions on police and judicial cooperation in criminal matters がそれ）³。

[ニース条約](#)（2001 年 2 月 26 日署名、2003 年 2 月 1 日発効）は、中東欧諸国の加入に伴う構成国増に対応する最小限の改正を行うにとどまった⁴。

² JHA については、裁判所がある程度は関与できるようになっており、そこが JHA と CFSP との違いである。ただし、この講義との関連ではそれほど重要ではないので立ち入った議論はしない。

³ アムステルダム条約による制度改革の詳細について、中村民雄「アムステルダム条約の第 2・第 3 の柱の法的断面図」日本 EU 学会年報 18 号（1998 年）24 頁。

⁴ 詳細は、中村民雄「EU 法の最前線第 19 回 ニース条約による EC の機構改革」貿易と関税 2001 年 8 号 77 頁、庄司克宏「ニース条約と EU 機構改革」『EU 法・ヨーロッパ法の諸問題 {石川明教授古稀記念論文集}』（信山社、2002 年）63 頁、福田耕治「EU 機構改革とガバナンスの変容——ニース条約をめぐる諸問題——」堀口健治・福田耕治（編）『EU 政治経済統合の新展開』（早稲田大学出版部、2004 年）27 頁。

[憲法条約](#) (2004 年 10 月 29 日署名) による大幅な制度改革は失敗に終わった⁵が、実質的にほぼ同様の制度改革が[リスボン条約](#) (2007 年 12 月 13 日署名、2009 年 12 月 1 日発効) によってなされることとなった。そして、それが現行の制度となっている。具体的には次項以下で説明することとして、ここでは上記の列柱構造についてのみ述べる。

ここからは、リスボン条約によって改正された EU 条約 (TEU) と EU 運営条約 (TFEU) それぞれの条文番号を記す。[現時点での最新の consolidated version](#) は、その後のクロアチア加入条約に基づく変更 (条文番号に変更はない) を加えたものである。講義ではこれを用いるので、必ず持参すること。現在刊行されている日本語の条約集に掲載されている翻訳は、この consolidated version に基づいている。

リスボン条約の発効にともない、EC が消滅し、EU が EC を承継することとされた (TEU 1 条 3 段)。そして、EC が消滅したため、EC 設立条約 (TEC) も名称変更され、TFEU となった。さらに、PJCC は TFEU に組み込まれた (TFEU Title V: Area of Freedom, Security and Justice の Chapter 4 と 5)。

そのため、外見上は列柱構造がなくなったかのように見えるが、実際には形を変えて存続している。すなわち、[CFSP](#) については、リスボン条約後も「共同体的」ではなく「政府間的」制度として維持されており、現在の EU は「共同体的」柱と「政府間的」柱の二本柱構造とすることができる。

具体的には、次の通りである。

- ・ 国家安全保障は各国家のみが責任を負う (EU 条約 4 条 2 項末文)
- ・ CFSP は EU 条約 5 編に他と区別して定められている
- ・ CFSP に関する決定はヨーロッパ理事会・EU 理事会が全会一致で行う (同 24 条 1 項)
- ・ 立法措置 (派生法) の採択は行われない (同。ただし一定の決定は拘束的であり得る [同 28 条 2 項、29 条])
- ・ 委員会・議会・裁判所の関与は例外的 (同 24 条 1 項)

このような事情から、本「EU 法」講義では、CFSP を基本的に対象としない。CFSP は、国際法 (特に国際機構法) の枠組で議論されるべきものであり、本講義では必要最小限の言及にとどめる。

B. EU の機関

⁵ 田中俊郎「欧州憲法条約不成立の背景と展望」海外事情 2006 年 2 月号 2 頁、渡辺啓貴「仏国民はなぜ欧州憲法を拒否したのか」海外事情 2006 年 2 月号 17 頁、遠藤乾「第七章 統合の終焉——フランス・オランダによる欧州憲法条約否決は何を意味するのか」遠藤乾『統合の終焉——EU の実像と論理』(岩波書店、2013 年) 209 頁 [初出、2006 年]。

EU には、“institution”という名称を有する機関が 7 つある (EU 条約 13 条、EU 運営条約 223 条以下)。“Institution”と呼ばれる機関とそうでない機関(organ/body)とを日本語で区別することは困難であるが、便宜的に institution を「主要機関」と呼ぶことにする。なお、主要機関のうち、[ヨーロッパ中央銀行\(ECB\)](#)および[会計検査院](#)は法的にはそれほど重要ではないため、本講義では最小限の言及に留める。また、[裁判所](#)は別に扱う (→第 5 回)。

1. [ヨーロッパ理事会 \(the European Council\)](#)

ヨーロッパ理事会は、構成国国家元首または政府の長・ヨーロッパ理事会常任議長・ヨーロッパ委員会委員長により構成され、[外交安全保障上級代表](#)がその活動に参加する (EU 条約 15 条 2 項)。日本のメディア等では「EU サミット」と言われることも多い。その役割は、EU の最高レベルでの政策方針決定であるが、法的拘束力を持つ規範を採択する権限は持たない (同条 1 項)。半年に 2 回会合があり (同条 3 項)、さらに随時特別会合がある。つまり、EU 構成国 28 カ国の首脳は、[年に数回一堂に会する機会](#)があるのである。

当初、ヨーロッパ理事会は基本条約に定められていなかった。EC 加盟国の首脳会談が 1974 年以降定期化され、[ヨーロッパ単一議定書](#) (1986 年 2 月 27 日・28 日署名、1987 年 7 月 1 日発効)⁶により条約上の根拠を持ち、マーストリヒト条約により (EC 機関ではなく) EU 機関と位置づけられた。しかし、リスボン条約までは institution とされていなかった。法定立・法執行において明確な権限を有さないため位置づけを明確にする必要が感じられなかったことに加え、以下に述べる EU 理事会以上に国家間会議の性格を強く持つため共同体なり連合なりの「主要機関」と位置づけることは困難と考えられていたものと推測される。

リスボン条約は、ヨーロッパ理事会に常任議長制を導入した。それまでは、各構成国が半年ごとに輪番で務める EU 理事会の議長国が、ヨーロッパ理事会の議長国を務めていた。しかし、加盟国が 27 (その後クロアチアが加わり現在は 28) になると 13 年半に 1 度しか回ってこないことになり、活動の継続性・円滑性に支障が来されるとの懸念が持たれ、また、対外的に EU の「顔」が必要である (EU visibility) との発想から、2 年半の任期を持つ常任議長 (president)⁷ が選任されることとなった (15 条 5 項・6 項)。初代常任議長 Herman van Rompuy (元ベルギー首相)、2 代目の Donald Tusk (元ポーランド首相) のあと、2019 年 12 月 1 日から[元ベルギー首相の Charles Michel が務めている](#)。

⁶ 辰巳浅嗣「単一欧州議定書と欧州政治協力」阪南論集 (社会科学編) 24 巻 1 号 (1988 年) 21 頁、田中俊郎「欧州連合と単一欧州議定書」国際政治 94 号 (1990 年) 4 頁、森井裕一「単一欧州議定書の形成過程——ドイツ連邦共和国の欧州統合政策」琉大法学 57 号 (1996 年) 126 頁。

⁷ 日本のメディアでは、「EU 大統領」と訳されることが多い。しかし、この役職は EU の代表ではなく、ヨーロッパ理事会の代表である。その上、日本語で「大統領」という場合、米・仏・露のように強大な権限を持つ国家元首を想起させがちである。そこで、外務省や駐日 EU 代表部は「ヨーロッパ理事会議長」と訳している。学術的文章では、従来の議長国との区別を明確にするため、「常任議長」と訳されることが多い。

2. [理事会 \(the Council\)](#)

EU において意思決定（立法・予算決定）権限を有する機関である。かつては決定権限を独占していたが、現在は議会と共同で行使するのが基本となっている（EU 条約 16 条 1 項。議会との関係は後述）。

理事会は、各国の閣僚級代表からなる（EU 条約 16 条 2 項）。そのため、閣僚理事会(Council of Ministers)とも呼ばれる。また、EU 理事会(Council of the European Union)と呼ばれることも多い。

すなわち、EU で何かを決める場合には、全構成国の大臣が集まって決定するのである。出席する大臣は、事項によって異なる。一般的事項については外務大臣、農業であれば農業大臣、環境であれば環境大臣、……という具合であり、それぞれ、一般理事会（事項によっては外務理事会）、農業理事会、環境理事会、……と呼ばれる。EU/EC の活動範囲が広がるにつれ、一般理事会以外の専門理事会が増加して作業効率の低下がもたらされ、リスボン条約は、一般理事会と外務理事会とを常設とし、それ以外はヨーロッパ理事会が適宜設置・廃止することとした（EU 条約 16 条 6 項、EU 運営条約 236 条(a)）。現在の理事会構成は[こちら](#)を参照。

もちろん、各国の大臣が EU の仕事に専念できるはずはない。実際には、各国の駐ブリュッセル EU 代表部大使（あるいはその代理）からなる[常駐代表会議\(COREPER: Comité des représentants permanents\)](#)、EU 運営条約 240 条 1 項)で日常的に議論・交渉がなされ、COREPER で合意（もしくは以下に述べる特定多数の成立）が確保された事項については理事会で審議なく採択され、理事会で審議の対象となるのは COREPER で決着のつかなかった事項のみとなっている。

このように、理事会は各国代表の集まりであり、その点においては伝統的国際機構と類似した構成を有する。EU が各構成国の国家主権に基礎を置くことを如実に表す機関である。

しかし、理事会は、国家主権原理にのみ基づく機関ではない。否、国家主権原理はむしろ後景に退いているとさえ言える。それを象徴するのが、理事会が決定をなす際に通常採用される特定多数決制度である。当初、EC においては全会一致が基本であったが、加盟国の増加や統合の進展に伴い次第に特定多数決が採用される場面が増え、リスボン条約により、特定多数決が基本的表決制度と位置づけられるに至っている（EU 条約 16 条 3 項）。

[理事会の特定多数決](#)は極めて複雑なものである（EU 運営条約 238 条 2 項・3 項）。各国にそれぞれ異なる票数が配分され、決定に必要な票数が定められ、賛成票を投じる国の数および賛成国の人口合計も考慮される。具体的には、以下の 2 要件を充たさねばならない（EU 条約 16 条 4 項・EU 運営条約 238 条 2 項・過渡規定に関する議定書⁸ 3 条⁹）。

- ・ 構成国数の 55%以上（かつ 15 国以上。ただし、委員会あるいは上級代表の提案によらない場合、構成国数の 72%以上）

⁸ Protocol (No 36) on Transitional Provisions. 議定書は、基本条約と不可分の一体とされる（EU 条約 51 条）。EU 条約の Consolidated version をダウンロードすれば、そこに含まれている。

⁹ 加えて、EU 条約附属宣言 7（およびそれに基づく理事会決定）により、一定数の反対票がある場合にはさらに審議を尽くすべきとされている。ただし、その審議が尽くされた後は、投票に移行することとなる。附属宣言も、EU 条約の Consolidated version に含まれている。

- ・全人口の 65%以上

ただし、反対国数が 4 か国未満の場合、「全人口の 65%以上」要件にかかわらず、決定は成立する。

なぜ、このように、[計算アプリ](#)が必要なほど複雑なしくみになっているのだろうか。まず、国家主権を唯一の基準とするならば、1 国 1 票の単純多数決が採用されることになる。しかし、この場合は、全人口の 12%程度を占めるに過ぎない 15 カ国でも決定がなされてしまい、大国の賛同が得られず実効性が期待できない措置でも採択されてしまう（そしてそれは EU の存在基盤を掘り崩す）ばかりか、民主的正統性の観点からも大いに疑問である。他方で、完全な人口比例にすると（EU の人口統計は[こちら](#)）、人口の多い構成国が 4 カ国（2019 年現在では、たとえばドイツ・フランス・イタリア・スペイン）組めば全人口の過半数に達してしまうことになり、中小国には受け容れがたい。他方、中小国を考慮して「全人口の 65%」で決定可とすると、人口の多い構成国が 3 つ（2019 年現在では、たとえばドイツ・フランス・スペイン）組めば決定が阻止されることとなってしまう、これまた中小国には受け容れがたい。そこで、上記のような複雑な制度が導入されているのである。もちろん、特定多数決制度をどのように設計するかは完全な政治的妥協によるものであり、条約改正のたびに争いの種になっている。

[全会一致で決定がなされる事項](#)も残っている。構成国財政に関わる措置（例、税制（EU 運営条約 113 条）、環境（192 条）、エネルギー（194 条）、社会政策（153 条、155 条））や、リスボン条約までは EC とは別個の「柱」であった刑事司法・移民関連規定（例、EU 運営条約 77 条、82 条、83 条）などについては、全会一致が必要とされる。全会一致とは、すなわち各構成国が拒否権を有するということである。当然ながら、全会一致は、統合が進んでいない分野において採用される。

単純多数決（1 国 1 票。EU 運営条約 238 条）は、伝統的国際機構でもっとも頻繁に採用される表決方式であり、EU においても、下部機関の設置や内部規則の制定など、組織法に関して採用されることがある（例、EU 運営条約 150 条、160 条、240 条、241 条、242 条）。

[EU 理事会の議長](#)は、従来から構成国が半年間ずつ持ち回りで担当しており、リスボン条約によりヨーロッパ委員会常任議長職が設置されてからも、EU 理事会議長国制度はそのまま維持されている（EU 条約 16 条 9 項。順番は、[理事会決定 2007/5/EC, Euroatom](#)による）。ただし、リスボン条約により、外務理事会については外交安全保障上級代表が議長を務めることとされた（EU 条約 16 条 9 項、18 条 3 項）。初代上級代表 [Catherine Ashton](#)、2 代目 [Federica Mogherini](#) の後、2019 年 12 月からは [Josep Borrell Fontelles](#) が務めている。

☆[European Council, Council of the European Union, Council of Europe](#)☆

ヨーロッパ理事会(European Council)と EU 理事会(Council of the European Union)と [ヨーロッパ審議会\(Council of Europe\)](#)¹⁰とを混同しないように注意する必要がある

¹⁰ [日本の外務省は欧州評議会という表記を用いる。](#)

る。ヨーロッパ審議会（ヨーロッパ評議会とも訳される）は、EU/EC とは形式的には何の関係も持たない全く別の国際機構である。

3. [委員会 \(the European Commission\)](#)

理事会が、少なからぬ修正を受けているとはいえ国家主権に基礎を置く国益代表機関であるのに対し、委員会は、純粋に「共同体的」機関である。[その主要な役割](#)は、政策立案と派生法案の提出、および、派生法実施の監視である（EU 条約 17 条 1 項・2 項）。

[委員会を構成するのは、能力に秀で、独立性に疑いのない個人](#)であり（EU 条約 17 条 3 項）、各構成国国民が 1 名ずつ含まれる（EU 条約 17 条 4 項・5 項¹¹）。その選出手続は EU 条約 17 条 7 項（ただし、外交・安全保障政策上級代表については EU 条約 18 条 1 項）に記されており、ヨーロッパ理事会・EU 理事会・議会が関与する。EU 条約 17 条 3 項の独立性の要請と同条 7 項 2 段の各国の提案に基づく委員指名とが両立するかどうかについては、批判もある。なお、議会による委員会の不信任につき、EU 条約 17 条 8 項および EU 運営条約 234 条が規定を置いている¹²。

委員会は、[30 を越える部局](#)からなる巨大な官僚機構を基礎としており、一つ一つの部局 (Directorate-General) は国であれば「省」に相当する。その官僚機構に勤務する [EU 公務員](#) は EU 全体の利益のために国籍国から独立に職務を遂行することとされている¹³。もちろん、各構成国官僚組織からの派遣者も多く、28 カ国の官僚が日常的に交流・協働することにより、ヨーロッパ統合が一層深化していくことになる。

28 の委員は、それぞれの専門分野を持ち（EU 条約 17 条 6 項、EU 運営条約 248 条）、当該分野の委員会官僚組織の長であり、EU 外では閣僚級（委員長は首相級）の待遇を受ける存在である。[委員長](#)は、委員会を統括する（EU 条約 17 条 6 項）。副委員長は複数名置かれ、外交・安全保障政策上級代表は当然に副委員長となる（EU 条約 18 条 4 項）。

委員会は、それ自身では決定権限を持たず、委員会・議会に派生法案を提出する権限と、理事会・議会が決定した政策の履行を監視する権限を有する。

このうち、派生法案の提出権限という巨大な権限をほぼ独占している（EU 条約 17 条 2 項）ことは、特に注目に値する。すなわち、EU 内で「何について法規範を定めるべきか」を決める（agenda setting をする）ことができるのは、委員会のみなのである。EU の「共同体性／超

¹¹ EU 条約 17 条 5 項は、2014 年 11 月 1 日以降は委員の数を減らすことを定めている。ところが、リスボン条約がアイルランド国民投票において一旦否決された理由の一つがこの点にあると考えられ、2014 年 11 月 1 日以降も各構成国から 1 名ずつ委員を出す制度が維持されることとなった。[Presidency Conclusions, European Council, 11 and 12 December 2008](#), para. I, 2.

¹² 不信任案採択の先例はないが、委員会における汚職等を理由に議会で不信任案が採択されそうになったため、Jacques Santer を長とする委員会が先手を取って総辞職した例がある（1999 年）。

¹³ [EU 理事会にも独自の官僚機構があり](#)、そこに勤務する者も EU 公務員である。この点においても、委員会は国連事務局などの通常の国際機構事務局と大きく異なる。

国家性」を示唆する制度と言え、政府間協力的色彩も残している[警察協力・刑事司法協力](#)の分野においては、委員会は提案権を独占していない (EU 運営条約 76 条)。もっとも、政策の基本方針はヨーロッパ理事会が決め (前述)、議会や理事会も、委員会に対し法案の提出を要求することができる (EU 条約 225 条、241 条)。また、一定の条件 (100 万人以上の署名など) の下に[市民も同様の要求をすることができる](#) (EU 条約 11 条 4 項、EU 運営条約 24 条 1 段)。

さらに、委員会は、各種報告書や白書あるいは勧告・意見などを発することにより、政策の方向付けを行うこともできる。また、[政策の履行 \(派生法の実施\) を監視する](#)ということは、すなわち、派生法を実施しない構成国に警告し、場合によっては裁判所に提訴する、ということの意味する (EU 運営条約 258 条)。

加えて、委員会は、派生法により、当該派生法実施のために拘束力ある決定 (=委任立法) をなす権限を与えられることがある (EU 運営条約 290 条)。また、派生法の実施権限も有する (EU 運営条約 291 条)。この権限を行使するためには、委員会と各構成国それぞれの代表からなる小委員会 (comité) の審議あるいは承認を要するとする *comitology/comitologie* が成立している。これは、委員会の独立性の観点から常に批判されているものの、EU 法実施には各構成国の協力が不可欠であるため、[現在では制度化されている](#) (1987 年 7 月 13 日理事会決定。現在は[理事会規則 182/2011](#)に基づく)。

委員会は、EU 全体の利益のために機能する「基本条約の守護者」として統合推進に大きな役割を果たしてきた。しかし、官僚組織であるためにそれ単独では非民主的機関であり、委員会が大きな権力を実質的に有することに対する批判は常に強い。また、各構成国政府は、自国民に不評な政策を実施する際には「ブリュッセルが言うから、仕方がないのだ」と責任転嫁をすることが多く、一般市民からは、「市民から遠い、肥大したブリュッセルの官僚組織」と見られる傾向にある (→第 6 回)。

4. [ヨーロッパ議会 \(the European Parliament\)](#)

ECSC 設立条約では「共同総会 l'Assemblée commune」、EEC 設立条約および Euratom 設立条約では「総会 l'Assemblée」という名称であった。地位向上を目指す総会が、1958 年から自らを「ヨーロッパ議員総会 l'Assemblée parlementaire européenne」と、1962 年からは「ヨーロッパ議会 le Parlement européen」と称するようになり、後にヨーロッパ単一議定書 (1986 年) でそれが基本条約上認められることとなった。

国際機構内に議会を置く試みは、ECSC の前に設立されたヨーロッパ審議会 (上記コラム参照) において初めて実現した ([ヨーロッパ審議会議員総会](#))。ECSC では、それを受けて、ECSC の活動に民主的要素を持ち込むため、また、ECSC 最高機関の活動を掣肘するため、共同総会が設置された。

当初は、総会構成員は構成国議会により選ばれていた (間接選挙)。EC の活動が拡大し、市民の日常生活への影響が大きくなり、したがって市民の支持が不可欠になってきた 1970

年代に、直接選挙が導入された（[1976 年議定書](#)。初の直接選挙は 1979 年実施）。EC の活動拡大により議員の負担も増え、国会議員と EC 議会議員とを兼務することが非現実的になってきたことも一つの要因である。

直接選挙はもちろん間接選挙であっても、選挙による代表が一定の役割を果たす国際機構は極めて例外的であり、EU が国家の壁を越える統合機関であることが示されている（議会の存在は、EU を「国際機構」と性格づけることを否定する論拠の一つとなり得る）。

ヨーロッパ議会は、誰を代表しているか。EU の議会なのだから、ヨーロッパ市民あるいは EU 市民の代表だ、と考えられるかもしれない。マーストリヒト条約以来、「[EU 市民権](#)」（→西連寺講義）なるものが存在する（EU 条約 9 条、EU 運営条約 20 条以下）ことを考えると、なおさらである。しかし、かつての EC 条約 189 条は、ヨーロッパ議会の議員は“**representatives of the peoples of the States brought together in the Community**”であると定めており、ヨーロッパ統合の微妙な段階を象徴的に示していた。すなわち、ヨーロッパ議会議員は、その段階では、あくまで国家を構成する人民の代表と観念されていたのである。ただ、その当時から、ヨーロッパ議会議員は各国の代表だと単純に言い切ってしまうにくい事情もあった。EC 条約 19 条 2 項（現・EU 運営条約 20 条 2 項）によれば、例えばフランスに居住するドイツ人は、フランスの選挙区から立候補することができたし、実際にそのようにして他国から当選する議員は既に珍しくなかった。リスボン条約後、EU 条約 14 条 2 項は、ヨーロッパ議会の議員は“**representatives of the Union’s citizens**”であると定めており、国家代表でないことを強調している（参照、EU 条約 10 条 2 項）。

議席数配分は、理事会におけるそれと同様、政策的判断に基づくものであり、人口その他何らかの基準を機械的に適用して得られる数値ではない。人口を基準とする「一票の格差」の観点から見ると、極めて不平等な制度になっている。[2019 年 5 月になされた直近の選挙](#)の段階では、次のような状況である。

	人口	議席数	1 議席当たり人口	一票の格差
ドイツ	8,301 万	99	83.85 万	8.56 倍
マルタ	49 万	5	9.8 万	

また、人口の多い 4 構成国（独・仏・英・伊）で EU 人口の過半数を占めるが、これら 4 カ国の議席数合計は過半数に及ばない。すなわち、総人口の半数を抱えていない選挙区から過半数の代表が選任されているのである。しかも、EU 条約 14 条 2 項は、一票の格差を拡大する方向で調整がなされたことを示している。これは、大国間のバランスと小国への配慮によってのみ説明できる。このような制度を民主主義の観点からどのように説明すべきかについては、考えておいていただきたい（→第 6 回）。

議会は、当初ほとんど権限らしい権限を有していなかったが、次第にその重要性を増してきている。EU が市民生活により直接的に関与するようになってきたこと、そのため EU の「民主的正統性」が求められるようになってきていることがその背景にある。それを象徴的に示すのが、先に脚注で述べた Santer 委員会の総辞職であり、Barroso 委員長が委員会（第

一期)を構成する過程で余儀なくされた委員の差し替え(委員長が示した委員候補のうち2名が問題視され(1名は女性差別、もう1名は能力と独立性)、議会側が承認を拒否する(EC条約214条2項3文(当時))がほぼ確実となったため、委員長が当該2名を差し替えた)である。立法過程においても、決定権限を次第に強めてきている(後述)。最近では、[偽造品防止条約\(ACTA\)](#)の [EU による批准を拒否](#)¹⁴、日本を含む多くの国に衝撃を与えた。

議会に期待されるのは、「民主的」コントロール、あるいはより市民に近い EU の実現である(参照、EU条約10条1項)。ただし、そのために現状の議会あるいは選挙制度で十分とはとうてい言えず、あるべき制度の模索が続いている。

C. EU の対外的代表

リスボン条約まで、EU/EC を対外的に代表するのが誰であるかははっきりせず、委員会委員長と半年ごとに変わる理事会議長とが対外的代表として機能していた。リスボン条約は、先に述べたように、EU の「顔」としてヨーロッパ理事会常任理事長職を設置したが、それでもなお EU を対外的に代表するのが誰かははっきりせず、むしろ混乱の度が深まったとさえ言える状況にある。

まず、ヨーロッパ理事会常任議長は、CFSP に関し、外交安全保障政策上級代表の権限を害さない範囲において EU を対外的に代表する(EU条約15条6項)¹⁵。しかし、ヨーロッパ理事会は上記の通り EU の最高レベルでの政策方針決定を行うため、結局のところ常任議長は EU の活動のあらゆる場面に関与することになる。

外交安全保障上級代表は、EU の対外関係の調整を行い(EU条約18条4項)、CFSP に関して EU を対外的に代表し(同27条2項)、「ヨーロッパ対外行動庁 [European External Action Service \(EEAS\)](#)」の補佐を受け(同条3項)、第三国には上級代表が統括する「EU 代表部」が設置される(EU 運営条約221条)¹⁶。常任議長が国家元首級の扱いを受けるのに対し、上級代表は閣僚級(外務大臣相当)の待遇を受ける。

委員会(委員長)は、CFSP を除き、EU を対外的に代表する(EU条約17条1項)。

輪番の EU 理事会議長は、対外的代表権を持たない。しかし、CFSP 以外の事項について理事会が大きな決定権を握っているため、実質的に対外的にも発言権を維持する可能性が考えられ、実際、リスボン条約発効直後 2010 年前半の議長国スペインはそのように行動した。

¹⁴ 多くの場合において、議会が承認しない条約は批准できない(EU 運営条約218条6項)。

¹⁵ [国連総会決議 65/276](#) (2011 年)により、国連総会において EU が発言をすることができるようになった(投票権は持たない)。これまでは、EU 理事会議長国が EU の代表として発言するにとどまっていた。2011 年 9 月 22 日の国連総会では、van Rompuy ヨーロッパ理事会常任議長が EU 代表としての初めての演説を行っている。

¹⁶ 例、[駐日 EU 代表部](#)。[欧州共同体委員会代表部の設置及び特権・免除協定](#)に基づき、外交上の特権免除を有する。

さらに、[議会の議長](#)¹⁷も、また、[ユーロ圏](#)に関しては[ユーロ・グループの長](#)¹⁸も、金融については[ECB 総裁](#)（次期は [Christine Lagarde](#)）も、一定の対外発言権を持つ。

ちなみに、2012 年 12 月 10 日の[ノーベル平和賞授賞式](#)では、ヨーロッパ理事会常任議長・委員長・議会議長の 3 名が賞状とメダルとを受領した。加えて、最近のギリシャ問題や難民・移民問題を見ても判るように、フランス大統領とドイツ首相とが合意すればその通りに EU が動いていく様子も見え、実際のところ、EU と話を付けたければ誰に声をかければいいのか、未だよく判らない状況にある。

EU が国際裁判の当事者になる場合はどの機関が EU を代表するか。たとえば、EU は国連海洋法条約の当事者であるため、国際海洋法裁判所における[訴訟当事者](#)となったり、[勧告的意見手続](#)で意見を述べたりしている。また、WTO 協定の当事者でもあるため、[WTO 紛争処理機関における紛争処理手続](#)においても頻繁に当事者となっている。

WTO 紛争処理手続については委員会が EU を代表することでほぼ争いがないが、国際海洋法裁判所については争いが生じ、理事会が委員会を相手に EU 裁判所に訴えた。EU 裁判所（[Council v. Commission, C-73/14, Judgment, 6 October 2015](#)）は、EU 運営条約 335 条は EU 構成国国内裁判所においては委員会が EU を代表すると定めているところ、これは、国内裁判所であるかどうかに限らず司法手続においては委員会が EU を代表するという一般原則の現れであるとして、その一般原則に基づいて、国際海洋法裁判所においても委員会が EU を代表すると判断した（パラ 58-59）。さらに、理事会は、EU 運営条約 218 条 9 項を援用し、そうであったとしても委員会は理事会の同意なしに国際海洋法裁判所で意見を述べることはできないと主張したが、EU 裁判所は、国際海洋法裁判所などの裁判機関の場合、当該機関の立場の決定に EU は関与しない（勧告的意見を採択するのは裁判所〔裁判官〕であって、勧告的意見採択に際して EU が投票するわけではない）ため、委員会は理事会の同意なしに意見を述べることができるとした（パラ 66-67）。

II. EU 法規範

EU は、国家を超える統合を法を用いて促進するところに大きな特徴を有する（参照、「法の支配」あるいは「法治国家」原理に言及する EU 条約前文）。EU 法は、大別して、基本法（一次法）と派生法（二次法）とからなる。基本法とは、単純に言えば EU 条約および EU 運営条約であり、やや細かく言えば、ECSC・EEC・Euratom それぞれの設立条約および EU 条約（マーストリヒト条約）、ならびにそれらを改正する条約および新規加盟がある際に締結される加盟協定である。これらの条約（「基本条約」とも呼ばれる）はいずれも国際法上の条約であり、それに関する規則は国際法上の条約法規則なので、本講義では扱わない。

¹⁷ 外務省「[ハンス＝ゲルト・ペテリング（His Excellency Dr. Hans-Gert PÖTTERING）欧州議会議長の福田総理表敬について](#)」

¹⁸ 財務省「[7 か国財務大臣・中央銀行総裁会議\(G7\)](#)」

派生法とは、その基本法の規定に基づいて制定される法規範である。EU においては、規則(regulation / règlement)・指令(directive 「命令」「指針」と訳されることもある)・決定(decision / décision)を指す (EU 運営条約 288 条。勧告・意見は非拘束的であり、ここには含めない)。

A. 法形式

以下のどの法形式を選択するかは、EU 運営条約に定められている。すなわち、事項ごとに、どのような法形式が適切であるかは、EU 運営条約交渉過程において政治的に決定されるのである。採るべき法形式が特定されていない場合 (例、EU 運営条約 48 条) は、いずれの形式を用いても良いと理解されている。

1. 規則

規則は、一般的規範である。これは、個別名宛人に対して個別事項につき定められる個別の規範ではないことを意味する。たとえば、最近何かと話題の [EU 一般データ保護規則 \(GDPR\)](#) (たとえば次のページを参照：[JETRO](#)、[NTT データ](#)、[JAL](#)、[Softbank](#)) は、その 45 条 1 項において次のように定める。

“A transfer of personal data to a third country or an international organisation may take place where the Commission has decided that the third country, a territory or one or more specified sectors within that third country, or the international organisation in question ensures an adequate level of protection. Such a transfer shall not require any specific authorisation.”

規則は、直接適用可能である (→その意味については第 3 回)。

2. 指令

指令も、一般的規則である。規則との違いは、達成されるべき結果を示すのみで、その結果を達成するためにどのような措置を執るかは構成国に委ねられている、という点にある。たとえば、たばこの箱に特定の表示をすることは EU 法により義務づけられている。

当初それを定めていたのは[指令 89/622/EEC](#)であった。リンク先を見ると、赤い丸印のところに No longer in force と書かれている。そこで、左側の欄の Document information をクリックし、出てきたページの少し下の方の Dates 欄を見ると、2001 年 7 月 17 日に 32001L0037 なる番号の文書によって廃止されたことがわかる。そこで、それをクリックすると、指令 2001/37/EC が出てくる。これも No longer in force なので、同じ要領で進むと、今度は 32014L0040 という文書により 2016 年 5 月 19 日に廃止されたことがわかる。やはり同じ要領で進んで 32014L0040 をクリックすると、指令 2014/40/EU が出てきて、今度は In force と

あり、これが現行指令であることがわかる。

その 9 条 1 項や 2 項に、タバコパッケージにどのような文言を示さねばならないかが書かれており、読み進めればさらに細かい規制があることが定められていることがわかるだろう。

次に、左側の欄の **National transposition** タブをクリックする。すると、各構成国がこの指令を国内的に実施するためにどのような法的措置を執っているかがわかる。たとえば **Ireland** をクリックすると、2 つの文書が出てくる。この下の方の **EUROPEAN UNION... REGULATIONS 2016** をクリックすると、残念ながら当該文書は出てこない。そこで、この **Regulation** の名前と掲載先の官報の名称(**Iris Oifigiúil**)とを合わせて **Google** 検索してみると、アイルランドの当該 **regulation** が見つかる。その **Part 3** の 10 項を見ると、指令がどのように取り込まれているかが理解できるだろう。

各構成国は、指令を自国内で実施するために、それぞれの国内法制度に応じた方法を採用。既存の国内法で対応できる場合には何もしなくてもいいし、議会立法をしてもいいし、政令を採択してもいい。したがって、指令は直接適用可能性を持たない（ただし、一定の場合には例外があるとされている。→第 3 回）。このように、指令は構成国の立法権限を前提としている。

3. 決定

通常、特定の名宛人に対して個別事項に関して定立される、個別規範である。その限りにおいて、直接適用可能である。たとえば、日経ウェブサイトの 2013 年 7 月 10 日の記事として、以下のようなものがある。

【ブリュッセル＝御調昌邦】欧州連合（EU）の欧州委員会は 10 日、自動車用ワイヤハーネス（組み電線）に関して欧州内でカルテルがあったとして、矢崎総業など計 4 社に計 1 億 4179 万 1 千ユーロ（約 181 億円）の制裁金を科したと発表した。

矢崎総業に対しては全体の 9 割弱に当たる 1 億 2534 万 1 千ユーロ、古河電気工業には 401 万 5 千ユーロの制裁金を科した。住友電気工業もカルテルに関わったが、情報提供などを実施したため、制裁金を免れた。

欧州委員会の決定を受け矢崎総業は「再発防止のために、社内調査や社内規定の改訂を実施した。今後もコンプライアンスを徹底していく」とコメントした。

これは、[この決定](#)のことである。Introduction を読めば、Sumitomo, Yazaki,...といった固有名詞が並んでいることがわかる。これら企業を名宛人とする決定である。

[リスボン条約による改正前の EC 条約](#) 249 条 4 段は、“A decision shall be binding in its entirety upon those to whom it is addressed.”とのみ定めていた。リスボン条約は、必ずしも個別具体的な規範とは言い難いものが「決定」として採択されることがある実態を踏まえて修正を加えた。現在の EU 運営条約 288 条 4 段は、名宛人が特定される決定については当該決定は当該名宛人のみを拘束するという同語反復的な規定を置いており、これは、名宛人が特定される

決定は直接適用可能であることを意味すると理解されている。

個人を名宛人として特定していない決定の好例は、難民の受入数割当に関する 2015 年 9 月 22 日の決定 ([2016 年 9 月 29 日の決定による改正を経た条文](#)) である。

B. 立法過程

基本形は、委員会が提案し、理事会が決定し、その過程に議会が一定程度関与する、というものである。議会がどの程度関与するかにより、いくつかの類型に分けられる。法形式選択の場合と同様、どのような立法手続がとられるかは、それぞれの事項ごとに各条文に明記されている。すなわち、どのような事項にどのような立法手続が適切であるか (= 議会をどの程度関与させるのが適切であるか) は、基本条約交渉過程における政策決定による。

議会 (総会) は、当初、単なる諮問機関であり、理事会に対して意見を述べるだけであった。その後、議会の権限を強化する条約改正が何度かなされ、現在では、理事会と議会とが対等の立場で参加する決定方法が「通常 **ordinary**」とされるに至っている (EU 運営条約 289 条 1 項、294 条) ([理事会による説明](#)・[議会による説明](#))。これは、人々を代表する下院・連邦構成国からなる上院による連邦議会制を想起させる。

その他、主として議会の関与の程度に応じて、[様々な立法手続](#)が存在する (EU 運営条約 289 条 2 項)。例えば、社会保障に関する EU 運営条約 21 条 3 項では議会は意見を聴取されるだけであり (「諮問手続」ともいう)、差別撤廃に関する 19 条 1 項では議会の同意が必要とされる (「同意手続」ともいう。議会に修正案提出権はない)。

具体例 1 銀行監督一元化 (通常手続 = 共同決定手続)

日経ウェブサイトにも、2013 年 9 月 12 日付の以下の記事が載っている。

* * *

欧州議会は 12 日、仏ストラスブールで開いた本会議で、欧州中央銀行 (ECB) がユーロ圏内の大手銀行を各国の金融規制当局に代わって監督する銀行監督の一元化に関する法案を可決した。欧州議会の承認により、同制度は 2014 年 9 月から始動することが決まった。

銀行監督の一元化は、欧州連合 (EU) がめざす銀行同盟の第 1 弾。ECB はユーロ圏内の大手 150 行程度を統一基準で直接、監督する。

中小銀行については各国の金融規制当局が実質的な監督を続けるが、ECB は経営に問題のある銀行などには監督権限を行使できるようになる。

EU の執行機関である欧州委員会は銀行同盟の次の段階として、金融機関の破綻処理制度の一元化も提案している。(ブリュッセル = 御調昌邦)

* * *

この法案 (規則案) の手続の流れを示すのが、[Eur-Lex の該当ページ](#)である。こ

れを上から見ていくと、規則案の法的根拠は TFUE (EU 運営条約の仏語略称) 114 条であり、2012 年 9 月 12 日に委員会で法案が採択され、同日理事会および議会に送付され、社会経済評議会([EESC](#))の意見が 11 月 15 日に提出され、ヨーロッパ中央銀行(ECB)の見解が 11 月 27 日に提出され、理事会における合意が 12 月 12 日に得られ、議会が議会の委員会での審議を経て 2013 年 9 月 12 日に修正案を可決し、同日委員会がその修正案に同意を表明し、理事会も 10 月 15 日に同意を表明し、これによって議会と理事会との意見が一致したため、10 月 22 日に議会と理事会それぞれの議長により規則案に署名がなされたことがわかる。そして、10 月 22 日の欄の JO L/2013/287/5 というリンクをクリックすると、関連の官報の目次に飛び、その 2 番目の Regulation (EU) No 1022/2013 をクリックすると、規則本文(各公用語版)のリンクへと飛ぶ。

具体例 2 特別手続

ウクライナ危機関連での対ロシア制裁を見てみよう。[ヨーロッパ理事会のサイト](#)の上の方にある項目一覧で Policies にカーソルを置くと出てくる項目の中に Adopting EU restrictive measures – ‘sanctions’ というリンクがあるのでクリックする。出てきたページの左側の欄に Response to the crisis in Ukraine というリンクがあるのでクリックし、[出てきたページ](#)の下の方の Related documents and publications に Regulation (EU) No 833/2014 という言葉があり、したがってその規則が関係していることが判る。

[Eur-Lex ページ](#)に行き、右側にある Find results by document number という欄の Year に 2014、Number に 833 を入れ、Regulation を選択して検索する。出てきたリンクの中に、Council Regulation (EU) No 833/2014 へのリンクが貼られているのでクリックする。すると、[このページ](#)が出る。ゲール語版はまだ出ていないことが判る¹⁹が、とにかく好みの言語版をクリックする(とりあえず html 版を見てみよう)。

規則本文によれば、EU 運営条約 215 条が法的根拠とされていることが判る。そこで同条を見ると、同条に基づく規則が制定されるのは“a decision, adopted in accordance with Chapter 2 of Title V of the Treaty on European Union”がある場合であることが判る。規則本文に戻ると、“Having regard to Council Decision 2014/512/CFSP”と書かれているので、注のリンクをクリックすると、“See page 13 of this Official Journal.”とある。this Official Journal とは、一番上までスクロールしてみると、2014 年 7 月 31 日付の Official Journal of the European Union, L 229/1 で

¹⁹ ゲール語(アイルランド語)は EU 公用語ではあるが、おそらくは翻訳者養成とゲール語の語彙の整理に時間がかかるため、当面は EU 法文書はゲール語で作らなくてよいとされている([規則 920/2005](#))。ただし、その「当面」の期間は 2022 年 1 月 1 日をもって終了するとされている([規則 2015/2264](#))。

あることが判る。再び [Eur-Lex ページ](#)に戻り、Official Journal タブから Direct access to the Official Journal を選択する。2014 年の 7 月を選択すると、7 月 31 日に L227, L228, L229, C249 の 4 つがある。さきほど L 229/1 だったので、L229 をクリックすると、当該 Official Journal の表紙が表示され、確かに Council Decision 2014/512/CFSP が 13 ページにあることが判る。それをクリックし、適当な言語版を選択すると、当該決定の冒頭に、EU 条約の 29 条に基づいてこの決定が採択されたことが示されている。

なお、「2014 年 7 月 31 日付の Official Journal of the European Union, L 229/1」という情報が得られている場合、さきほどの Direct access to the Official Journal ページから、Year を 2014 にし、OJ series で L (Legislation)を選び、OJ number に 229 を入れて検索ボタンを押せば、より簡単にたどり着くこともできる。

EU 運営条約 215 条によれば、議会には報告がなされるのみである。外交政策上の決定については議会の関与が制約されていることを示す。

具体例 3 委員会が派生的立法（行政立法）権を持つ場合

規則の場合、議会・理事会が定めた規則が、それを実施するための措置は委員会により決定されると定めることがある。この限りにおいて、委員会も立法権限を有する。たとえば、日経ウェブサイトにも、以下のような記事が掲載された（2017 年 9 月 27 日）。

* * *

【ブリュッセル＝森本学】欧州連合（EU）は 11 月下旬をメドに、2011 年の東京電力福島第 1 原発事故後に導入した日本産食品の輸入規制を緩和する。EU 筋が 26 日明らかにした。福島県産のコメに対する規制を解除するほか、秋田県産の食品や飼料を規制対象から全面的に外す。宮城県や岩手県など 8 県でも水産物やキノコ類などの一部で規制緩和する。

10 月末に執行機関の欧州委員会が正式決定して公布し、その 20 日後に全 EU 加盟国で発効する。11 月下旬には福島産コメへの輸入規制の解除などが実現する見通しだ。

* * *

これは、[EC 規則 178/2002](#) の 53 条に基づいて委員会が採択した実施規則 (Implementing Regulation) 284/2012 ([495/2013 による改正を含む条文](#)) を指している。

III. 構成国との権限配分

EU は、基本条約に定められる範囲で権限を有する (EU 条約 5 条 1 項・2 項)。もっとも、明示的に規定されていなくても、条約目的を達成するために黙示的に与えられている権限もあると考えられている。いわゆる黙示的権限理論であり、これは他の国際機構 (国連など) とも共通する。

EU が権限を持つ事項に関しては、構成国が当該事項に関して持つ権限との関係が問題となる。まず、EU が排他的権限を有する場合、すなわち、構成国は当該事項につき一切権限を持たない場合がある (EU 運営条約 2 条 1 項)。EU 運営条約 3 条 1 項は、EU が排他的権限を有する分野として、

- ・ [関税同盟](#)
- ・ [域内市場の運営に必要な競争規則の制定](#)
- ・ [ユーロ圏](#)における金融政策
- ・ [共通漁業政策](#)に基づく海洋生物資源の保護
- ・ [共通通商政策](#)

を挙げている。

それ以外分野においては、EU の権限は非排他的である (「共有権限」EU 運営条約 2 条 2 項)。もっとも、EU と構成国との権限が競合するわけではなく、EU が何らの措置を執らない場合には構成国が権限を有する、というに過ぎない。EU が派生法を定立するなどして権限を行使すると、その限りにおいて構成国の権限は消滅する (EU 法の優越性の効果。→第 4 回)。

EU が共有権限を有する場合には、[補完性原理](#)が問題となる (EU 条約 5 条 3 項。参照、補完性および比例性原理の適用に関する議定書)。補完性原理は、議定書によりある程度明確化・詳細化されたとはいえ、きわめて曖昧な内容を有する。これまで、補完性原理違反を理由に共同体立法の無効が主張された事例において、裁判所が無効と判断した事例はない²⁰。

もっとも、EU の政体を考える上では、鍵となる概念である²¹。歴史的に見ると、補完性原理は、主権原理を否定する形で主張されてきており、少なくとも伝統的な意味での主権では EU を理解することができないことを示す語とも言える。講義第 6 回で改めて触れることになる。

EU が第三国と条約関係に入る (EU 運営条約 218 条) 場合、当該条約が扱っている事項が EU の排他的権限内にある場合、EU 構成国は当該条約当事国とはならず、EU のみが当事者となる。たとえば、上記の「共通漁業政策に基づく海洋生物資源の保護」との関連で、EU は少なからぬ[地域的漁業機構](#)の当事者になっている。例として、日本も当事国である[大西洋まぐろ保存条約](#)を見てみよう。同条約により設立された[太平洋まぐろ保存国際委員会のウェブサイト](#)から [Basic texts](#) をダウンロードすると、この条約は 1966 年にリオデジャネイロで開かれた会議の最終議定書 (PDF の 3-4 頁) の附属書であること、その最終議定書の署名国リ

²⁰ 参照、庄司克宏「EU 条約・EU 機能条約コンメンタール 第 8 回・第 9 回」貿易と関税 2012 年 6 月号 47 頁、9 月号 22 頁。

²¹ 遠藤乾『統合の終焉』(岩波書店、2013 年) 第 10 章「ようこそ『多元にして可分な政治体』へ」。

スト（同 4 頁）には **European Economic Communities** の名がなく、当時 EEC 構成国であったフランス、後に構成国となるポルトガル・スペイン・イギリスが含まれていることがわかる。他方、[現時点での条約当事者リスト](#)を見ると、EU が当事者に含まれており、ポルトガル・スペインがなく、フランスやイギリスはかっこ付きで含まれている。その事情は同リストの Note 2 と Note 3 に書かれているので確認されたい。フランス・イギリスがかっこ付きで残っているのは、EU 運営条約 198 条～203 条の規定故である。198 条に言及されている Annex II も見ていただきたい。Brexit が実現した際には、イギリスについてかっこが外れることになるだろう。

最近、第三国との条約関係で EU の排他的権限内にあるかどうか問題となっているのが、[EU が交渉を進めている自由貿易協定（日本との EPA も）](#)である。もし、それら FTA/EPA が EU 排他的権限事項のみならず共有権限（EU 運営条約 4 条）事項をも扱っている場合、EU も構成国も当該事項について権限を有するため、EU に加えて全構成国も当該 FTA/EPA の当事者とならなければならない（このような条約を「混合条約(mixed agreements)」と呼ぶ）。この場合、どこか一つの構成国だけでも条約への参加を拒否すると当該条約は成立しなくなる。

その問題が顕在化したのが CETA 署名時の騒ぎであり、その後、シンガポールとの FTA についての裁判所の意見、さらには 2017 年 9 月に示された EU の新たな FTA 政策へとつながっている。この問題については、濱本ウェブサイト国際法ニュースの以下の記事を参照されたい。

- [2016 年 7 月 5 日](#)
- [2016 年 9 月 23 日](#)
- [2016 年 10 月 21 日](#)
- [2016 年 10 月 28 日](#)
- [2017 年 5 月 16 日](#)
- [2017 年 9 月 13 日](#)

以上